

見附市告示第 1 3 号

見附市市税条例（昭和 3 6 年見附市条例第 2 8 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 条）又は条例に定める申告、申請、請求その他の書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所のある納税義務者及び特別徴収義務者に係るもので、その期限が令和 6 年 1 月 1 日以降に到来するものについては、その期限を別途告示で定める期日まで延長します。

令和 6 年 2 月 9 日

見附市長 稲田 亮

指 定 地 域
石川県及び富山県